

大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者居住支援（シェルター事業）業務
プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者居住支援（シェルター事業）業務」に係る委託契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者居住支援（シェルター事業）業務
- (2) 業務内容 「大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者居住支援（シェルター事業）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は15,390,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

- 令和8年2月6日（金） 公募開始
- 令和8年2月13日（金） 質疑受付締切
- 令和8年2月17日（火） 質問に対する回答（ホームページ）予定
- 令和8年2月24日（火） 企画提案書等の提出締切（午後5時まで）
- 令和8年3月19日（木） プレゼンテーション審査
- 令和8年3月23日（月） 審査結果通知
- 令和8年3月25日（水） 審査結果公表

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア)親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
(イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ)(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ)一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ)(ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経

當に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)の趣旨を理解し、一定の住居を持たない生活困窮者に対する一時的な宿泊場所の確保、食事の提供等、日常生活を営むのに必要な便宜を提供し、包括的かつ継続的な相談支援実績を有する者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

電子メールにて大津市役所健康福祉部生活福祉課まで送信すること。

質問票（様式第 4 号）に質問内容を記載し、メール件名に「プロポーザル質問. 送信日（西暦 8 桁）. 会社名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。

送信後、必ず電話で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※郵便、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

※質問期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市役所 健康福祉部生活福祉課保護第 5 係

E-mail : otsu1424@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 大津市ホームページにより回答。

8 応募書類の交付

令和 8 年 2 月 6 日（金）から同年 2 月 24 日（火）までに大津市役所健康福祉部生活福祉課にて受領するか、大津市ホームページからダウンロードすること。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規則第35号)等に定めるところに従い、次に掲げる書類の正本1部(イからオまで及びキに掲げる書類にあっては、正本1部及び副本7部)を提出すること。なお、副本には、提案者が特定できる事項を記載しないこと。サイズはA4サイズ(A3折込可)とする。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（任意の様式）

本実施要領「10 企画提案書作成方法」、仕様書等に沿って作成すること。

ウ 価格見積書（任意の様式）

- ・見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。
- ・消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。
- ・本業務実施に必要な物品に係る経費を全て含むこと。

エ 審査基準対照表

本実施要領「11 審査方法（4）審査基準」に示された評価項目ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の特色等、企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

オ 会社案内（法人等の概要）

カ 誓約書（様式第2号）

キ 対応実績（様式第3号）

- ・過去に対応した実績を具体的に記載すること。
- ・実績記載にあたっては時期、期間を合わせて記載すること。
- ・実績が3件を越える場合は、主要なもの3件のみ記載すること。

ク 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

　a 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）の完納証明書（写し可）及び消費税、地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

※ 法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けている者にあっては、完納証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

　b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

(2) 提出期間及び時間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月24日（火）まで

平日の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は郵便書留とし、期限内に到着したものに

限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市役所 健康福祉部生活福祉課保護第5係

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階

10 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

仕様書及び審査方法等を踏まえた上で、参加者としての方針、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記すること。

(2) 様式等

ア 様式は任意とする。文書の補充のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

イ 様式の規格はA4サイズとする。ただし、表現等の問題でA3サイズを利用した方が分かりやすい場合はA3の利用も可とする。

ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。

エ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

オ 表紙には「大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者居住支援（シェルター事業）業務」と記載すること。

11 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。また、提案時間は15分以内、質疑応答時間10分以内とする。

(2) 審査日 令和8年3月19日(木)

なお、応募者が多数の場合は別途審査日を設けるものとする。

(3) 会場等 大津市御陵町3番1号 大津市役所内会議室

※詳細な時間及び場所は、企画提案書等を出した者に対して別途通知する。

※電子データによる提案説明を行う場合は、提案者において必要な機器を準備すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(4) 審査基準 下記項目を基本に審査する。

評価項目		評価の視点
1. 基本的な事項	(1) 事業の理解度	・事業概要を理解した上で、本事業の目標が設定されており、業務の確実な遂行が見込めるか。
	(2) 事業遂行能力	・本事業を実施する職員の体制（職員数や専門職種、常勤職員の割合等）が整っているか。
	(3) 事業遂行体制	・緊急時の対応や、関係機関及び地域との連携が十分にとれる体制が整っているか。
2. 実績・体制評価	(4) 個人情報の適正管理	・情報セキュリティや個人情報保護に対する管理を十分に行える体制が整っているか。
	(5) 事業実績	・生活困窮者に対する事業の実績があり、本業務の実施に活かせることが期待できるか。
	(6) 支援を行うための手順と内容	・生活困窮者の把握・相談受付からプランの策定、支援の提供、終結に至るまでの手順と内容は適切であるか。
3. 企画・提案評価	(7) 支援物資等の効果的な提供	・自立支援に向けて、支援物資等の調達・提供方法が明確に示され、支援につなげることができるか。
	(8) 宿泊施設等の維持確保に向けた取り組み	・宿泊施設等の確保と利用・管理方法が明確に示され、支援につなげができるか。
	(9) 特色のある取り組み	・独自の工夫、特色その他提案があり、支援にさらなる効果が期待できるか。
4. 価格評価	(10) 効率性等	・業務実施にあたり、見積金額は妥当であるか。

1.2 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知予定日

令和8年3月23日(月)

1.3 契約の締結

契約の締結は、提出された見積書をもとに随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

1.5 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるとときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後または、企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てるることはできない。
- (7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1.7 問い合わせ先

大津市役所 健康福祉部生活福祉課保護第5係

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階

T E L : 077-528-2744（直通）

E-mail : otsu1424@city.otsu.lg.jp